

平成25年度小樽市予算書

目

一 般 会 計	1
特 別 会 計	
港 湾 整 備 事 業	5
青 果 物 卸 売 市 場 事 業	7
水 産 物 卸 売 市 場 事 業	8
国 民 健 康 保 険 事 業	9
土 地 取 得 事 業	11
住 宅 事 業	13
簡 易 水 道 事 業	15
介 護 保 険 事 業	17
産 業 廃 棄 物 処 分 事 業	19
後 期 高 齡 者 医 療 事 業	20

次

企 業 会 計	
病 院 事 業	21
水 道 事 業	25
下 水 道 事 業	29
産 業 廃 棄 物 等 処 分 事 業	31

平成25年度 小樽市 一般会計 予算

平成25年度小樽市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ57,707,836千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、25,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 市 税		千円 13,141,000
	1 市 民 税	5,564,400
	2 固 定 資 産 税	5,273,800
	3 軽 自 動 車 税	129,800
	4 た ば こ 税	1,146,600
	5 入 湯 税	20,400
	6 都 市 計 画 税	1,006,000
2 地 方 譲 与 税		371,001
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	117,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	238,000
	3 地 方 道 路 譲 与 税	1
4 特 別 と ん 譲 与 税	16,000	
3 利 子 割 交 付 金	1 利 子 割 交 付 金	31,000 31,000
4 配 当 割 交 付 金	1 配 当 割 交 付 金	9,000 9,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	4,000 4,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金	1 地 方 消 費 税 交 付 金	1,331,000 1,331,000
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	41,000 41,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	72,000 72,000
9 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	1 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	400 400
10 地 方 特 例 交 付 金	1 地 方 特 例 交 付 金	47,000 47,000
11 地 方 交 付 税	1 地 方 交 付 税	16,571,000 16,571,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	28,000 28,000

款	項	金額
13 分 担 金 及 び 負 担 金		千円 379,777
	1 負 担 金	379,777
14 使 用 料 及 び 手 数 料		942,085
	1 使 手 用 料	567,581
2 手 数 料	374,504	
15 国 庫 支 出 金		10,850,647
	1 国 庫 負 担 金	10,224,012
	2 国 庫 補 助 金	600,647
3 国 庫 委 託 金	25,988	
16 道 支 出 金		2,874,202
	1 道 負 担 金	2,161,566
	2 道 補 助 金	483,499
3 道 委 託 金	229,137	
17 財 産 収 入		85,236
	1 財 産 運 用 収 入	68,384
2 財 産 売 払 収 入	16,852	
18 寄 附 金	1 寄 附 金	670 670
19 繰 入 金		1,265,684
	1 特 別 会 計 繰 入 金	3,324
2 基 金 繰 入 金	1,262,360	
20 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
21 諸 収 入		3,374,633
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料 子	9,000
	2 預 金 利 子	221
	3 貸 付 金 元 利 収 入	2,923,041
4 雑 収 入	442,371	
22 市 債		6,288,500
	1 市 債	6,288,500
歳 入 合 計		57,707,836

歳出

款	項	金額
1 議会費		千円
	1 議会費	286,319
2 総務費	1 総務管理費	1,189,635
	2 徴税基本台帳費	971,821
	3 戸籍住民基本台帳費	99,827
	4 選挙調査員費	53,506
	5 統計調査員費	49,465
	6 監査委員費	11,400
		3,616
3 民生費	1 社会福祉施設費	23,791,595
	2 児童福祉施設費	10,220,132
	3 国民生活福祉施設費	4,357,358
	4 国民生活福祉施設費	9,087,267
	5 国民生活福祉施設費	5,371
	121,467	
4 衛生費	1 保健衛生費	4,776,556
	2 保健衛生費	2,184,225
	3 清掃衛生費	487,827
	2,104,504	
5 労働費	1 労働諸費	56,409
		56,409
6 農林水産業費	1 農林業費	120,875
	2 水産業費	87,085
		33,790
7 商工費	1 商工費	2,542,599
		2,542,599
8 土木費	1 土木費	4,607,728
	2 道路橋りょう費	2,630
	3 河川計画費	1,801,213
	4 都市計画費	129,183
	5 住宅費	1,632,975
	6 港湾費	311,268
	730,459	

款	項	金額
9 消費費		千円
	1 消費費	295,232
10 教育費	1 教育総務費	4,200,314
	2 小中学校校費	221,663
	3 中学校校費	1,168,248
	4 中学校校会給食費	318,308
	5 中学校校会給食費	2,087,724
	6 中学校校会給食費	286,096
		118,275
11 公債費	1 公債費	6,582,532
		6,582,532
12 諸支出金	1 貸付金	924,978
	2 特別会計調整償還金	639,530
	3 財政調整償還金	228,404
	4 基金償還金	5,992
	51,052	
13 職員給与費	1 職員給与費	8,303,064
		8,303,064
14 予備費	1 予備費	30,000
		30,000
歳出	合計	57,707,836

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
事後処理機等賃借料	平成26年度から 平成30年度まで	千円 3,780
情報化推進事業費	平成26年度から 平成31年度まで	238,392
校務用パソコン整備事業費 (小学校費)	平成26年度から 平成30年度まで	5,309
校舎等改築事業費 (手宮地区統合小学校)	平成26年度	689,000
校務用パソコン整備事業費 (中学校費)	平成26年度から 平成30年度まで	6,487
新共同調理場運営費 (輸送委託料)	平成26年度から 平成28年度まで	207,900
新共同調理場運営費 (調理等業務委託料)	平成26年度から 平成27年度まで	266,000
小樽市土地開発公社の借入金に対する 債務保証	平成25年度から 平成26年度まで	639,530

第3表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円		%	
保育所建設事業費	319,900	普通貸借 又は 登録公債	10.0 以内	1 起債年度から据置 期間を含め、30年以 内に借入先が定める 償還年次表により償 還する。 2 事業又は財政その 他の都合により、起 債金額の全部又は一 部を翌年度に繰延借 入れをすることができる。 3 財政の都合等によ り繰上償還又は借換 えをすることができる。 4 利率見直し方式で 借り入れる資金につ いて、利率の見直し があった場合は、当 該見直し後の利率と する。
環境衛生施設整備事業費	4,300			
夜間急病センター建設事業費	105,200			
水産環境整備事業費	10,000			
漁港等施設整備事業費	10,100			
出 資 金 債	130,000			
道路新設改良事業費	530,300			
河川整備事業費	92,000			
都市計画事業費	46,200			
港湾事業費	114,300			
消防施設整備事業費	70,900			
消火栓整備事業費	1,300			
義務教育施設整備事業費	519,000			
学校給食施設整備事業費	1,469,400			
臨時財政対策債	2,372,000			
退職手当債	493,600			

平成25年度 小樽市港湾整備事業特別会計予算

平成25年度小樽市の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ559,490千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 使用料	千円 311,320 311,320
2 財産収入	1 財産運用収入	8,700 8,700
3 繰入金	1 一般会計繰入金	27,009 27,009
4 諸収入	1 雑収入	11,361 11,361
5 市債	1 市債	201,100 201,100
歳入合計		559,490

歳出

款	項	金額
1 港湾整備事業費	1 港湾整備事業費	千円 166,754 166,754
2 公債費	1 公債費	392,636 392,636
3 予備費	1 予備費	100 100
歳出合計		559,490

第2表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
資本費平準化債	千円 201,100	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	<p>1 起債年度から据置期間を含め、30年以内に借入先が定める償還年次表により償還する。</p> <p>2 事業又は財政その他の都合により、起債金額の全部又は一部を翌年度に繰延借入れをすることができる。</p> <p>3 財政の都合等により繰上償還又は借換えをすることができる。</p> <p>4 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。</p>

平成25年度 小樽市青果物卸売市場事業特別会計予算

平成25年度小樽市の青果物卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ36,192千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 使用料	千円 11,437 11,437
2 繰入金	1 一般会計繰入金	13,929 13,929
3 雑収入	1 雑収入	10,826 10,826
歳入合計		36,192

歳出

款	項	金額
1 管理費	1 管理費	千円 35,135 35,135
2 公債費	1 公債費	957 957
3 予備費	1 予備費	100 100
歳出合計		36,192

平成25年度 小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算

平成25年度小樽市の水産物卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ44,108千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 使用料	千円 18,157 18,157
2 繰入金	1 一般会計繰入金	8,032 8,032
3 諸収入	1 雑収入	17,919 17,919
歳入合計		44,108

歳出

款	項	金額
1 管理費	1 管理費	千円 42,436 42,436
2 公債費	1 公債費	1,622 1,622
3 予備費	1 予備費	50 50
歳出合計		44,108

平成25年度 小樽市国民健康保険事業特別会計予算

平成25年度小樽市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,935,098千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 国民健康保険料		千円
	1 国民健康保険料	2,661,900
2 国庫支出金		3,843,446
	1 国庫負担金	2,473,155
	2 国庫補助金	1,370,291
3 療養給付費等交付金		1,114,380
	1 療養給付費等交付金	1,114,380
4 前期高齢者交付金		5,276,359
	1 前期高齢者交付金	5,276,359
5 道支出金		817,675
	1 道負担金	117,155
	2 道補助金	700,520
6 共同事業交付金		2,052,700
	1 共同事業交付金	2,052,700
7 財産収入		275
	1 財産運用収入	275
8 繰入金		1,159,937
	1 一般会計繰入金	1,159,937
9 諸収入		8,426
	1 延滞金、加算金及び過料	3,510
	2 雑収入	4,916
歳入合計		16,935,098

歳出

款	項	金額
1 総務費		千円
	1 総務管理費	331,934
2 保険給付費		11,944,176
	1 療養諸費	11,888,550
	2 出産育児等諸費	55,626
3 後期高齢者支援金等		1,767,406
	1 後期高齢者支援金等	1,767,406
4 前期高齢者納付金等		1,118
	1 前期高齢者納付金等	1,118
5 老人保健拠出金		150
	1 老人保健拠出金	150
6 介護納付金		737,159
	1 介護納付金	737,159
7 共同事業拠出金		2,144,380
	1 共同事業拠出金	2,144,380
8 基金積立金		275
	1 基金積立金	275
9 諸支出金		7,500
	1 償還金及び還付加算金	7,500
10 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		16,935,098

平成25年度 小樽市土地取得事業特別会計予算

平成25年度小樽市の土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,753千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 財産収入		千円
	1 財産運用収入	1,711 1,711
2 諸収入		42
	1 貸付地収入	42
歳入合計		1,753

歳出

款	項	金額
1 土地開発基金費		千円
	1 土地開発基金費	1,753 1,753
歳出合計		1,753

平成25年度 小樽市住宅事業特別会計予算

平成25年度小樽市の住宅事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,184,292千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円
	1 使用料	579,723 579,723
2 国庫支出金	1 国庫補助金	192,950 192,950
	3 財産収入	185 185
4 繰入金	1 基金繰入金	188,480 3,544
	2 一般会計繰入金	184,936
5 諸収入	1 住宅敷金収入	4,254 3,744
	2 雑収入	510
6 市債	1 市債	218,700 218,700
	歳入合計	1,184,292

歳出

款	項	金額
1 住宅事業費		千円
	1 住宅管理費	719,380 663,440
	2 住宅建築費	55,940
2 公債費	1 公債費	464,812 464,812
	3 予備費	100 100
歳出合計		1,184,292

第2表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市営住宅整備事業費	千円 218,700	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	<p>1 起債年度から据置期間を含め、30年以内に借入先が定める償還年次表により償還する。</p> <p>2 事業又は財政その他の都合により、起債金額の全部又は一部を翌年度に繰延借入れをすることができる。</p> <p>3 財政の都合等により繰上償還又は借換えをすることができる。</p> <p>4 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。</p>

平成25年度 小樽市簡易水道事業特別会計予算

平成25年度小樽市の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ189,854千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 170,019
	1 使用料 2 手数料	169,929 90
2 諸収入		12,035
	1 受託事業収入 2 雑収入	2,000 10,035
3 市債		7,800
	1 市債	7,800
歳入合計		189,854

歳出

款	項	金額
1 簡易水道事業費		千円 94,870
	1 水道事業費 2 水道建設費	82,890 11,980
2 公債費		82,011
	1 公債費	82,011
3 諸支出金		9,973
	1 繰返還金 2 繰返還金	3,324 6,649
4 予備費		3,000
	1 予備費	3,000
歳出合計		189,854

第2表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
簡易水道建設事業費	千円 7,800	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	<p>1 起債年度から据置期間を含め、30年以内に借入先が定める償還年次表により償還する。</p> <p>2 事業又は財政その他の都合により、起債金額の全部又は一部を翌年度に繰延借入れをすることができる。</p> <p>3 財政の都合等により繰上償還又は借換えをすることができる。</p> <p>4 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。</p>

平成25年度 小樽市介護保険事業特別会計予算

平成25年度小樽市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,896,866千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
		千円
1 保 険 料	1 介 護 保 険 料	2,509,062
		2,509,062
2 国 庫 支 出 金	1 国 庫 負 担 金	3,403,655
	2 国 庫 補 助 金	2,381,794
		1,021,861
3 支 払 基 金 交 付 金	1 支 払 基 金 交 付 金	3,898,189
		3,898,189
4 道 支 出 金	1 道 負 担 金	2,014,781
	2 道 補 助 金	1,978,068
		36,713
5 財 産 収 入	1 財 産 運 用 収 入	12
		12
6 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,998,065
	2 基 金 繰 入 金	1,998,053
		12
7 諸 収 入	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	200
	2 雑 入	100
		100
8 市 債	1 財 政 安 定 化 基 金 貸 付 金	72,902
		72,902
歳 入 合 計		13,896,866

第2表 市 債

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 283,470
	1 総 務 管 理 費	150,219
	2 徴 収 費	11,327
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	121,776
	4 趣 旨 普 及 費	148
2 保 険 給 付 費		13,414,960
	1 介 護 サービス等諸費	12,384,858
	2 介 護 予 防 サービス等諸費	633,925
	3 高 額 介 護 サービス等費	382,672
	4 そ の 他 諸 費	13,505
3 地 域 支 援 事 業 費		195,824
	1 介 護 予 防 事 業 費	27,071
	2 包 括 的 支 援 事 業 費 ・ 任 意 事 業 費	168,753
4 基 金 積 立 金		12
	1 基 金 積 立 金	12
5 諸 支 出 金		1,600
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1,600
6 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		13,896,866

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
財 政 安 定 化 基 金 貸 付 金	千円 72,902	普 通 貸 借	% 無 利 子	1 平成27年度から平成29年度に、借入先が定める方法により償還する。 2 財政の都合等により繰上償還をすることができる。

平成25年度 小樽市産業廃棄物処分事業特別会計予算

平成25年度小樽市の産業廃棄物処分事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ144,198千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 手数料	千円 16,531 16,531
2 繰入金	1 一般会計繰入金	127,638 127,638
3 諸収入	1 雑収入	29 29
歳入合計		144,198

歳出

款	項	金額
1 産業廃棄物処分事業費	1 産業廃棄物処分事業費	千円 58,102 58,102
2 公債費	1 公債費	85,596 85,596
3 予備費	1 予備費	500 500
歳出合計		144,198

平成25年度 小樽市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成25年度小樽市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,991,260千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		千円
	1 後期高齢者医療保険料	1,471,199 1,471,199
2 繰入金		499,899
	1 一般会計繰入金	499,899
3 諸収入		20,162
	1 受託事業収入	16,457
	2 償還金及び還付加算金	2,000
	3 雑収入	1,705
歳入合計		1,991,260

歳出

款	項	金額
1 総務費		千円
	1 総務管理費	74,304
	2 徴収費	67,563 6,741
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,914,456
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,914,456
3 諸支出金		2,000
	1 償還金及び還付加算金	2,000
4 予備費		500
	1 予備費	500
歳出合計		1,991,260

平成25年度 小樽市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	445床
(2) 年間入院患者数	118,260人
(3) 年間外来患者数	178,120人
(4) 一日平均入院患者数	324人
(5) 一日平均外来患者数	730人
(6) 主な建設改良事業の概要	

イ 医療機器等購入費	184,556千円
ロ 病院統合新築事業費	5,233,097千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	9,959,374千円
第1項 医業収益	8,564,175千円

第2項 医業外収益	1,035,968千円
第3項 附帯事業収益	88,603千円
第4項 特別利益	270,628千円

支 出

第1款 病院事業費用	9,512,666千円
第1項 医業費用	9,130,156千円
第2項 医業外費用	278,149千円
第3項 附帯事業費用	91,361千円
第4項 特別損失	13,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額428,801千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,590千円、過年度分損益勘定留保資金423,211千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	5,500,477千円
第1項 企業債	4,922,100千円
第2項 他会計出資金	104,392千円
第3項 道補助金	473,985千円

支 出

第1款 資本的支出	5,929,278 千円
第1項 建設改良費	5,419,028 千円
第2項 企業債償還金	493,130 千円
第3項 長期貸付金	16,920 千円
第4項 国庫補助金返還金	200 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
小樽病院 医療機器等 整備事業費	千円 131,400	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	1 平成 26 年度から据置期間を含め 30 年以内に毎年元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借換えをすることができる。 2 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。
医療センター 医療機器等 整備事業費	52,400			
病院統合 新築事業費	4,738,300			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、7,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医業費用(給与費)及び附帯事業費用(給与費)の予定支出に不足が生じた場合、相互に流用することができる。
- (2) 医業費用(材料費及び経費)の予定支出に不足が生じた場合、医業外費用から流用することができる。
- (3) 医業外費用(消費税及び地方消費税)の予定支出に不足が生じた場合、各項から流用することができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 4,824,387 千円
- (2) 交 際 費 250 千円

(他会計からの補助金)

第9条 病院事業の補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金

額は、926,638 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、2,738,827 千円と定める。

平成25年度 小樽市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------|------------------------|
| (1) 給水世帯数 | 66,200 世帯 |
| (2) 年間総給水量 | 17,100 千m ³ |
| (3) 一日平均給水量 | 46,849 m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業の概要 | |

イ 配水管整備事業

事業費 409,836 千円

事業概要 市内一円配水管整備

ロ 改良事業

事業費 605,832 千円

事業概要 豊倉浄水場中央監視制御設備工事
赤岩配水池築造工事ほか

ハ 消火栓整備事業

事業費 1,397 千円

事業概要 消火栓新設

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
第1款 水道事業収益	2,842,906 千円
第1項 営業収益	2,578,484 千円
第2項 営業外収益	264,326 千円
第3項 特別利益	96 千円
	支 出
第1款 水道事業費用	2,513,194 千円
第1項 営業費用	2,014,313 千円
第2項 営業外費用	467,081 千円
第3項 特別損失	26,800 千円
第4項 予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,391,403千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額44,520千円、過年度分損益勘定留保資金820,679千円及び当年度分損益勘定留保資金526,204千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	1,175,152 千円
第1項 企業債	869,400 千円
第2項 補助金	28,150 千円
第3項 負担金	111,002 千円
第4項 工事負担金	86,500 千円
第5項 貸付金償還金	80,000 千円
第6項 固定資産売却代	100 千円

支 出

第1款 資本的支出	2,566,555 千円
第1項 建設改良費	1,072,982 千円
第2項 企業債償還金	1,433,655 千円
第3項 退職給与金	59,918 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
清風ヶ丘配水槽築造事業費	平成26年度	115,000
清風ヶ丘配水槽電気計装設備事業費	平成26年度	20,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道事業費	千円 869,400	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	1 平成26年度から据置期間を含め30年以内に毎年元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借換えをすることができる。 2 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 560,442 千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、49,697 千円と定める。

平成25年度 小樽市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------|-------------------------|
| (1) 排水戸数 | 62,800 戸 |
| (2) 年間総排水量 | 22,027 千 ³ m |
| (3) 一日平均排水量 | 60,348 m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業の概要 | |

イ 築造工事費

事業費 1,058,718 千円

- | | | |
|------|------------------------|-------------|
| 事業概要 | 汚水管布設工事 | 銭函地区ほか |
| | 雨水渠築造工事 | 勝納地区 |
| | マンホール蓋改築更新工事 | |
| | 中央下水終末処理場
沈砂しよ洗浄棟 | 機械・電気設備工事ほか |
| | 銭函下水終末処理場
本館沈砂池棟 | 建築工事ほか |
| | 汚水中継ポンプ場
高島汚水中継ポンプ場 | 実施設計委託ほか |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、支払利息及び企業債取扱諸費の財源に充てるため、下水道事業債(特別措置分)49,300千円を借り入れる。

	収	入
第1款 下水道事業収益		3,247,891 千円
第1項 営業収益		2,055,945 千円
第2項 営業外収益		1,191,846 千円
第3項 特別利益		100 千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		2,949,104 千円
第1項 営業費用		2,373,151 千円
第2項 営業外費用		559,653 千円
第3項 特別損失		11,300 千円
第4項 予備費		5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,735,859千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額47,591千円、過年度分損益勘定留保資金287,379千円及び当年度分損益勘定留保資金1,400,889千円で補填するものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	1,901,950 千円
第1項 企業債	1,022,000 千円
第2項 交付金	467,700 千円
第3項 負担金	287,850 千円
第4項 受益者負担金	1,199 千円
第5項 貸付金償還金	123,101 千円
第6項 固定資産売却代	100 千円
支 出	
第1款 資本的支出	3,637,809 千円
第1項 建設改良費	1,061,369 千円
第2項 企業債償還金	2,511,171 千円
第3項 貸付金	5,600 千円
第4項 退職給与金	59,669 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
汚水処理施設共同整備事業機械設備事業費	平成26年度	千円 371,200

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業費	千円 545,800	普通貸借 又は 登録公債	10.0 以内	1 平成26年度から据置期間を含め30年以内に毎年元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借換えをすることができる。 2 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。
資本費平準化債	320,000			
下水道事業債 (特別措置分)	205,500			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

197,804 千円

平成25年度 小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算

(総則)
 第1条 平成25年度産業廃棄物等処分事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)
 第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間埋立処分量	22,300 t
イ がれき類等	17,300 t
ロ 廃プラスチック類等	2,100 t
ハ 土 砂	2,900 t
(2) 一日平均埋立処分量	86 t
イ がれき類等	67 t
ロ 廃プラスチック類等	8 t
ハ 土 砂	11 t

(収益的収入及び支出)
 第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 産業廃棄物等処分事業収益	117,773 千円

第1項 営業収益	113,599 千円
第2項 営業外収益	4,174 千円
支 出	
第1款 産業廃棄物等処分事業費用	135,545 千円
第1項 営業費用	133,111 千円
第2項 営業外費用	1,434 千円
第3項 予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)
 第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,500千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額309千円及び過年度分損益勘定留保資金6,191千円で補填するものとする。)

支 出	
第1款 資本的支出	6,500 千円
第1項 建設改良費	6,500 千円
(一時借入金)	

第5条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 25,786 千円